

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

東紀州における地域資源を活用した雇用機会の増大

2. 地域再生計画の作成主体の名称

三重県、尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

3. 地域再生計画の区域

尾鷲市及び熊野市並びに三重県北牟婁郡紀北町並びに南牟婁郡御浜町及び南牟婁郡紀宝町の全域

4. 地域再生計画の目標

(1) 東紀州地域の現状と課題

東紀州地域は、三重県の最南部に位置する2市3町からなり、地域内の人口は85,847人（総務省 国勢調査（平成17年））、紀伊山地と太平洋に抱かれた豊かな自然環境と温暖な気候風土に恵まれ、風光明媚な景観や熊野古道に代表される古くからの歴史と伝統・文化を持つ土地柄である。しかしながら、都市部から距離を隔て、山間地が多く交通の便も発達していないことなどから事業所数が限られ、就業機会も少なくなっている。このことが、新規学校卒業者をはじめとする若者が地域外に流出する主要因となっており、雇用の創造が喫緊の課題となっている。

東紀州地域の第1次産業は、元々規模が零細で採算性が低く、漁獲高の減少や木材消費の減少などが追い討ちをかけ、後継者不足、就労者の高齢化が深刻化している。第2次産業では、そのほとんどを占める中小零細企業において、国内外の競争激化の中で生産額が減少しており、技術革新や研究開発などの取組が求められている。また、第3次産業では、不利な交通条件などから観光客が伸び悩み、売上高、事業所数、従業員数などが減少している。

東紀州地域の人口の推移

	平成12年	平成17年	増減率
東紀州地域計	90,539人	85,847人	94.8%
三重県全体	1,857,339人	1,866,963人	100.5%

参考：総務省「国勢調査」

東紀州地域内の人口・高齢者率推計、

	平成17年	平成22年(推計)	平成27年(推計)
地域内人口 (県全体に占める割合)	85,847人 (4.6%)	80,810人 (4.4%)	75,409人 (4.1%)
65歳以上人口 (高齢化率)	26,809人 (31.2%)	26,964人 (33.4%)	27,756人 (36.8%)

参考：総務省「国勢調査」

東紀州地域における産業別総生産・分配所得

	平成 8 年度	平成 12 年度	平成 16 年度	平成 16 年度 三重県全体
第 1 次産業	31,394 11.2%	24,987 9.2%	19,727 8.2%	129,784 1.7%
第 2 次産業	74,002 26.4%	68,076 25.0%	48,548 20.1%	3,111,913 41.3%
第 3 次産業	187,088 66.7%	189,957 69.7%	183,263 75.8%	4,601,047 61.1%
地域内総生産	280,545 100%	272,428 100%	241,614 100%	7,533,283 100%
一人あたり分配所得 (三重県全体)	2,408 千円 (3,015 千円)	2,370 千円 (2,978 千円)	2,237 千円 (2,988 千円)	

参考：三重県「平成 16 年度 三重県の市町村民経済計算」

- ・総生産額の表記は、上段：総生産、下段：地域総生産に占める割合
- ・産業別割合は小数点第 2 位四捨五入、総生産は百万円単位
- ・「地域内総生産」は、産業別総生産から帰属利子等を控除しているため、産業別総生産を合計した数字とは異なる。

また、平成 18 年度の東紀州地域の有効求人倍率は、0.76 倍と三重県全体の有効求人倍率 1.41 倍に比べ低く、特にハローワーク熊野管内では 0.59 倍と県内他地域に比べ、著しい地域格差を生じている状況にある。

(2) 現在の取組状況

また、平成 16 年 7 月に「熊野古道」が世界遺産登録されたことを契機として、尾鷲市における平成 19 年 2 月の「三重県立熊野古道センター」や平成 19 年 4 月の「夢古道おわせ」のオープン、熊野市における平成 16 年 6 月のオープン以来紀南エコ・ツーリズムに取り組む「紀南ツアーデザインセンター」や平成 21 年度の開業をめざす「紀南中核的交流施設」など、集客交流のための施設の整備に取り組んでいる。

一方、東紀州地域では、大きな比重を占める農林水産業における地域資源を活用した高付加価値製品による需要拡大が重要であり、尾鷲市においては、新たな事業展開が進められている海洋深層水を利用した取組をはじめ、「うみ・やま」の幸に恵まれた地域資源を新たな産業の中心とするための展開を図っている。

(3) 今後の取組方向

このような集客交流拠点施設を核として「ものづくり」や「観光」など幅広い分野で地域の活性化を図り、雇用の大きな受け皿へとつなげていくため、拠点施設と既存の産業や地域ごとのコミュニティレベルの取組に結びつけることにより、地域の活性化につなげていく必要がある。このため、付加価値の高い製品を生み出すための中核となる人材や、さまざまな部門で担い手となる人材を育成確保することが求められている。

そこで、東紀州地域の市町や経済団体等が一体となって取り組む地域雇用創造推進事業（厚生労働省事業）を活用して、成功地域への派遣研修や、ベンチマーキングにより人材を育成するとともに、地域コーディネーターの活用を図り、彼らの持つノウハウを戦略的に応用できる人材の育成・確保を行う。

これらの取組により、地域に根ざした取組の促進及び既存産業の活性化を進め、新たな創業希望者や地域コミュニティ、NPOなど多様な主体による起業を円滑に促し、それぞれの取組が相乗的な効果を発揮することで雇用拡大と地域再生をめざしていくこととしている。

地域雇用創造推進事業における雇用創造に向けた目標

アウトプット	事業利用件数
平成19年度	1,177
平成20年度	1,816
平成21年度	1,817
3年間合計	4,810

アウトカム	雇用創出件数
平成19年度	108
平成20年度	169
平成21年度	170
3年間合計	447

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

高齢化や人口減少が進み、衰退傾向にある地場産業の活性化と雇用創造が課題となっている東紀州地域では、「熊野古道」の世界遺産登録を契機として集客交流のための拠点整備を進め、「熊野古道」や海洋深層水に代表される「うみ・やま」の幸に恵まれたポテンシャルの高い地域資源の利活用を中心に地域振興の取組を進めているところである。

今後は、第1次産品である地域資源を第2次産業である加工業が市場ニーズを踏まえた高付加価値化を図るとともに、第3次産業である飲食店等の観光産業が名物料理づくりや体験観光などを進めることで、1次、2次、3次産業が創意工夫を凝らせ、連携協同し相乗効果を発揮していく産業展開を行っていく。

そのため、集客交流施設の持つ機能を十分に活用し、既存の産業やコミュニティレベルの取組を連携させることが重要である。また、付加価値の高い産品を生み出す事業を中心となって牽引できる人材及びさまざまな部門で担い手となる人材の育成と確保を推進するとともに、地域資源を活かすことが

可能な創業希望者や地域コミュニティなど多様な主体による起業を促していかなければならない。こういった、取組の相乗的効果の発揮によって、低迷が続く東紀州地域にける雇用の創造と地域再生をめざしていくこととしている。

5 - 2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業
該当なし

5 - 3 その他の事業

5 - 3 - 1 地域再生基本方針に基づく支援措置による取り組み

・支援措置の名称と番号

地域雇用創造推進事業【B0902】

・実施主体

東紀州地域雇用創造推進協議会

(構成：尾鷲市、熊野市、北牟婁郡紀北町、南牟婁郡御浜町、南牟婁郡紀宝町、尾鷲商工会議所、熊野商工会議所、紀北町商工会、御浜町商工会、紀宝町商工会、東紀州観光まちづくり公社、三重県)

・地域雇用創造推進事業の委託に係る雇用対策事業

(1) 雇用拡大メニュー

特産品開発塾事業

事業内容 三重県立熊野古道センター、地場特産品情報交流センター「夢古道おわせ」、来春開業予定の海洋深層水の温浴施設など、尾鷲市における集客交流の中核となる施設の整備により、見込まれる集客交流人口の増加に対応するため、特産品のレベルを向上させ、尾鷲ならではの特産品開発を目指す特産品開発塾を開講し、新たな起業や事業の拡大と雇用創造を図る。

東紀州うみ・やま・しごと高度人材誘致事業

事業内容 一般的な募集では採用困難な特産品の製造・販売に関する専門的で高度な人材について、広く募集、獲得し、その人材を中核としてさらなる雇用創造につなげていく。

(2) 人材育成メニュー

海洋深層水等による地域資源利活用事業

事業内容 尾鷲市における海洋深層水利活用を新しい起業及び市内事業者の新分野進出等につなげるため、深層水を活用したアルコール飲料、水産加工品や地域料理などコミュニティビジネス

による新商品開発の専門家や地域における中核的人材を先進地のノウハウを導入して育成する。

観光交流分野における起業促進・人材育成事業

事業内容 三重県立熊野古道センター、夢古道おわせ、アクアステーションなど集客交流の中核となる施設の整備により見込まれる集客増を、滞在型交流人口につなげるために全国の観光交流分野の先進地のノウハウ等を導入し、コミュニティビジネスを体系的に推進できる観光交流産業の中核的人材を育成する。

水産分野における中核的人材育成事業

事業内容 不振が続く尾鷲市の水産業は、関連産業の裾野が広く、地域雇用面で重要な分野であり、海洋深層水によるクエや海藻等の陸上養殖及び水産加工等に取り組んでいる。水産分野への求職者を対象として、専門的な実地研修を行って中核的人材を育成する。

「熊野まちひと倶楽部」商店街人材育成事業

事業内容 熊野市の商店街の空き店舗と文化センターなどの交流拠点を結び、商店街を再生し雇用創造につなげていくために、地域の人材の育成をめざし、新しいサービスの創造についてのアドバイザーによる講座やヒット商品の仕掛け人による売れる商品開発の講習などを実施する。

コミュニティビジネス熊野創造塾事業

事業内容 地域の課題を解決するコミュニティビジネスに関心のある人材を発掘し直接雇用につなげる研修機関である「コミュニティビジネス熊野創造塾（仮称）」を設立し、地域特産品・土産物品・郷土料理など新規事業者の誘発や人材発掘と育成に努め、地域内外での新規事業の展開につなげる。

(3) 就職促進メニュー

東紀州うみ・やま・しごと合同就職説明会事業

事業内容 東紀州の「うみ・やま」の恵みを活かし、地域の活性化と雇用創造のため、地域に根ざした産業が連携し就職意欲のある人材を地域に呼び込む、求人求職の出会いの機会を提供する。

東紀州うみ・やま・しごと出会い事業

事業内容 ホームページ上で東紀州地域の「うみ・やま」の魅力を内外にアピールするとともに、雇用情報を中心に広範かつきめ細

かい情報の収集・発信を行って満足度の高い求人求職のマッチングを進め、雇用創造につなげる。

5 - 3 - 2 地域再生基本方針に基づく支援措置によらない取り組み

みえ尾鷲海洋深層水事業（尾鷲市）

事業内容 平成 18 年 4 月より熊野灘水深 415 メートルから「みえ尾鷲海洋深層水」の本格取水を開始し、海洋深層水取水総合交流施設「アクアステーション」をオープンした。あわせて海洋深層水の活用を希望する事業者や個人向けに分水し、水産業振興の起爆剤とするため取り組んでいる。今後、その清浄性や低温安定性に着目した高級魚クエの陸上養殖事業、ハバノリ養殖等への展開など、既存業者による新分野への事業拡大やコミュニティビジネスによる起業等についてもその促進を図る。

地場特産品情報交流センター事業（尾鷲市）

事業内容 本格化してきた観光交流の進展にあわせ、尾鷲市では平成 19 年度「観光交流元年」に掲げ、熊野古道センターの隣接地に公設民営の地場特産品情報交流センター「夢古道おわせ」を平成 19 年 4 月に開設し、特産品の展示や販売、地元料理のバイキングレストランなど、地域の特産品や食文化の普及促進を通じて、集客交流や情報発信の中核拠点とする取組を進めている。さらに平成 20 年春には、海洋深層水温浴施設を隣接地に整備し、地域の観光名所、宿泊施設、サービス施設、飲食店などとも連携し経済的波及効果をもたらす展開を図る。

特産品開発事業（一地域一品運動）（熊野市）

事業内容 平成 17 年度より市内の特産品（麦味噌、にんじん芋、柚子、薬草茶、ブルーベリーなど）の商品化に取り組む地域住民グループに対する支援を行ない、一部の商品化を実現している。小さな生産規模でも地域の特色を活かした特産品の発掘や地域における起業の促進を図るため、地域住民が主体となった取組を支援する。

柑橘加工機器設置事業（熊野市）

事業内容 熊野市の主たる農産資源である柑橘を活用するため、100%生ジュースの搾汁を行う加工機器を設置し、その運営に伴う運営主体の企業化を図り、地域の活性化と新たな雇用の創出をめざす。平成 18 年 9 月には地域の事業者が中心となり受け皿となる法人が設立され、平成 19 年 10 月の創業に向け取組を

進めている。温州みかんだけでなく当地で生産される柑橘類についてジュースをはじめジャム・マーマレード等の加工品の商品化をめざす。

熊野古道センター運営事業（三重県）

事業内容 熊野古道センターが、熊野古道及び周辺地域の自然、歴史、文化などの情報発信機能、研究保存機能及び地域内外の人々との交流機能を果たすよう、地域住民、関係団体などとの連携を図りながら、さまざまな取組を行う。

中核的交流施設整備事業（三重県、熊野市、御浜町、紀宝町）

事業内容 紀南地域の振興を図るため、中核となる集客交流施設の整備に取り組み、集客交流を推進する。民間事業者が整備運営する中核となる交流施設の平成21年7月オープンをめざし中核的交流施設の整備支援等に取り組む。

6．計画期間

平成19年度（ただし、雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律の施行日以降）～平成21年度

7．目標の達成状況に係る評価に関する事項

地域雇用創造推進事業の目標については、参加者や利用者アンケート等による調査を行って状況を把握し各年度の終了後、関係行政機関や有識者等により評価や改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8．地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし